

建設経済委員会会議記録

1. 日 時 令和7年9月10日(水) 午前10時
1. 場 所 第4委員会室
1. 出席委員

委員 長	中 村	よ し お
副 委 員 長	石 崎	ひ で ゆ き
委 員	富 家	薫
〃	川 畑	い つ こ
〃	や な ぎ	美 智 子
〃	つ か こ し	た か の り
〃	に し む た	勲
〃	堀 内	し ん ご
〃	青 山	ひ ろ か ず
〃	稲 葉	健 二

1. 欠席委員

な し

1. 説明のために出席した者の職氏名

経済観光部次長	高 橋	一 三
デジタル地域通貨 推 進 課 長	吉 沢	克 己
観光振興課長	野 村	佳 慎
街づくり部次長	長 島	武 志
街づくり部次長	小 林	英 樹
公園緑地課長	小 宮	正 裕
道路交通部次長	戸 枝	秀 行
交通計画課長	高 石	直 之
交通計画課副参事	白 川	雅 典
道路建設課長	佐 瀬	英 治

下水道部次長	仙波敏郎
下水道経営課長	本間亜矢子
下水道建設課長	星野貴之
下水道建設課副参事	外岡伸一
河川・下水道管理課長	浅田隆行
行徳支所次長	日暮真司
臨海整備課長	大川満司

1. 会議に付した事件

- (1) 議案第23号 令和7年度市川市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された事項

第1条	第2項	歳出	第6款	農林水産業費
〃	〃	〃	第7款	商工費
〃	〃	〃	第8款	観光費
〃	〃	〃	第9款	土木費
第2条	繰越明許費の補正のうち土木費			
第3条	債務負担行為の補正			

- (2) 議案第25号 令和7年度市川市下水道事業会計補正予算(第1号)
(3) 議案第28号 損害賠償請求事件の和解について
(4) 所管事務調査

会 議 概 要

午前10時開会

○中村よしお委員長 ただいまから建設経済委員会を開会する。

○中村よしお委員長 まず、審査に当たっては一問一答制が導入されているので、委員の皆様におかれては、質疑冒頭に私、委員長に対し発言方法、①総括、②初回総括2回目以降一問一答、③質疑項目を全て述べてから一問一答を申し出た上で質疑されるようお願いしたい。

また、理事者の方々におかれては、説明または委員の質疑に対する答弁の際は、職名を名乗った上で発言されるようお願いしたい。

○中村よしお委員長 議案第23号令和7年度市川市一般会計補正予算（第3号）のうち本委員会に付託された事項を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔臨海整備課長、デジタル地域通貨推進課長、観光振興課長、交通計画課長、河川下水道管理課長、公園緑地課長、道路建設課長 説明〕

○中村よしお委員長 これより質疑に入るが、質疑、答弁に当たっては、ページ数、項目を明示されるようお願いしたい。

質疑はないか。

○にしむた 勲委員 5点伺う。1点目が、23ページ、商工振興費の商工振興費、デジタル地域通貨チャージ手数料、2点目が、その下のデジタル地域通貨流通原資負担金、3点目が、25ページの観光費、花火大会負担金、4点目が排水施設管理費の工事請負費、改修工事費、北部系・信篤系遠方監視制御設備改修工事費、5点目が、5ページの道路拡幅用地取得費、以上5点である。一問一答で行う。

まず、1点目のデジタル地域通貨チャージ手数料2,500万円であるが、これはどこに支払うのか、どのような性格の手数料なのか伺いたい。

○デジタル地域通貨推進課長 支払い先は株式会社トラストバンクである。内容は、利用者がI C H I C Oをチャージする際には、クレジットカード及びセブン銀行A T Mからの2つのチャージ方法があるが、このクレジットカード及びA T Mでのチャージに伴う手数料である。具体的には今回約8億5,000万円のチャージが新たに増えると見込んでおり、その7割がクレジットカードからのチャージとなり、手数料が3.5%、税込で2,290万7,500円、一方、セブン銀行A T Mに関し

ては8億5,000万円のうちの30%がこの方法でチャージされると見込んでおり、手数料1%で税込み280万5,000円、合計で2,571万3,000円の手数料と積算したものである。

○にしむた 勲委員 この手数料は、今の話で言うと、定額ではなくて定率、8億5,000万円に対して、クレジットカードとATMでそれぞれ料率が決まっていますかかるといふ理解でいいとは思いますが、クレジットカード手数料の3.5%は、私の感覚では少し高い気がする。もちろんそういうものもあると思うが、これだけ大口の金額であるのだから、3.5%というのはないのではないのかなという気がするが、いかがか。

○デジタル地域通貨推進課長 クレジットカードの手数料3.5%に関しては、私どもも率として高いと考えている。

○にしむた 勲委員 それだけ答えられても困るが、そうであれば何とかならないのか。市民の税金であるのだから、それを最大限安くする努力をすべきだと思うが、いかがか。

○デジタル地域通貨推進課長 こちらは契約を結んでいる相手方に対しても、高いということは伝えており、率を下げることはできないか申入れを行っているところである。

○にしむた 勲委員 今までも、ICHICOについては全部トラストバンクという会社1社と契約していたのか。

○デジタル地域通貨推進課長 こちらのシステム及びチャージ手数料に関しては、御質疑のとおりトラストバンクと契約を結び、その経費を支払いしている。

○にしむた 勲委員 高いという意識があつて、それを申し入れているにもかかわらず、今までもずっと3.5%の料率でやっていた。別にトラストバンク社だけがこのような業務を行っているとは思わないので、ほかの業者に当たるなど競合させて、下げるためには当然の行為であると思うが、なぜトラストバンク社1社と当初から一貫して契約しているのか、その理由を伺いたい。

○デジタル地域通貨推進課長 令和5年度に実証実験をする際一般競争入札を行い、システムの構築及びそのランニングを業者選定したところ、トラストバンクが落札した。その後も同社が構築したシステムをアプリ及び管理システムで使っていることから、現在に至るまで契約を行っているものである。

○にしむた 勲委員 最初のところは入札してそこにやらせるというのは分からないでもないが、今回の場合など、チャージの手数料、クレジットカードの支払い手数料であるから、必ずしもこの会社と契約しなくてもできると思う。最初は

入札で全部取ったからしよがないのは分かるが、そのようなことは考えないのか。競争入札など、随意契約でずっとやる必要は全然ないと思うが、どうなのか。

○デジタル地域通貨推進課長 利用者がアプリでチャージする際、システムとチャージした金額やポイントが連携しているものであり、この部分だけ切り離して別の会社に発注することは現状では難しいと考えている。

○にしむた 勲委員 最後にするが、これで拘束されていて、全体のシステムを変えない限り、今後もずっとトラストバンク社に高いクレジットカード手数料を払わないといけないという状況になっているという答弁である。できるだけ安いコストでやろうという意識がそもそもから足りないのではないかということは、そのようなことであれば指摘させていただく。

最後に確認したいのは、今のシステムを前提とすれば、基本的には乗換えができないとのことでよいか。

○デジタル地域通貨推進課長 今のシステムを前提とした場合、このチャージ手数料を別の会社に発注することは困難であると考えている。

○にしむた 勲委員 先ほどの指摘をして次に移る。

次のデジタル地域通貨流通原資負担金9億2,500万円は、金額は大きいですが、チャージするのを立て替えるみたいなイメージで結局戻ってくる、市の負担というお金ではないと思っているが、どのような性格の負担金なのか伺いたい。

○デジタル地域通貨推進課長 こちらの9億2,500万円については、まず、お米のキャンペーンで利用者にポイントを還元する経費7,500万円、こちらは国からの臨時交付金を充当する。さらに、利用者がI C H I C Oをチャージする金額8億5,000万円、これも利用者がチャージした金額がそのまま本市の歳入となるものである。

○にしむた 勲委員 ということは、9億2,500万円は国からの交付金7,500万円が全額入ってくれば、本市の負担はないということによいか。

○デジタル地域通貨推進課長 この9億2,500万円については、市川市の負担はない。

○にしむた 勲委員 次のページの花火大会負担金900万円であるが、これは物価高騰等で増額になったとのことであるが、2つ質疑がある。この半年間で、この補正に至るまでの間に何がそんなに上がったのか。

それから、実行委員会負担金は本市以外にも負担しているのか。ほか負担しているとしたら、どのような比率で負担しているのか。そして全体的に同じ比率で負担する形で今回の増額を負担するのか伺いたい。

○観光振興課長 物価高騰の主なものとしては、会場設置関係費用が増額している。

2つ目の御質疑の本市以外の拠出している負担金については、実行委員会以外にない。

○にしむた 勲委員 設置負担金は、会場を設営するための人件費との理解でよいか。

○観光振興課長 主に人件費及び燃料費の値上げに伴う資材運搬費の高騰である。

○にしむた 勲委員 それは市の職員なども手伝ったりしていると思うが、外部に委託して、そこに対して値上げがあったから900万円増加するのか。どこかに委託しているのであれば、どこに委託しているのか伺いたい。

○観光振興課長 1点申し訳ない。900万円の内訳としては、物価高騰に伴う会場設置関係費のみではなく、江戸川区に支払う花火代金分担金といった費用もプラスになっている。続いて、ギネス関連費もプラスとなっている。このたび花火大会でギネスの世界記録に挑戦したことに伴う関連経費と、保険料、それらも含めて900万円の増額となっている。

○にしむた 勲委員 委託先があるのであれば、それを伺いたい。

もう一つ、ギネスの負担金増額が補正で出ているということは、当初予算では考えていなかったが、その後ギネスに申請することになったので増額するのか伺いたい。

○観光振興課長 設置の具体的な委託先は、株式会社クープという会社である。

ギネスについては、当初予算に計上していない。

○にしむた 勲委員 株式会社クープは市内の会社か。

○観光振興課長 市内の業者である。

○にしむた 勲委員 その会社に花火大会の設置、花火の運搬等も含めて、一括して発注しているのか。

○観光振興課長 会場内の設置、例えば階段であるとか有料席のテント、そのようなものについてはクープが設置している。花火の運搬については、花火の打ち上げ会場は東京都側の江戸川区で行っており、設置費用の中には含まれていない。

○にしむた 勲委員 今までの花火大会は一貫して、ある程度長い期間、そのクープに頼んでいるのか。クープに発注している理由は、ノウハウがあるからなのか、市内の業者でできるところはそこしかないからなのか。また、その会社は売上規模や社員の人数など、どの程度の会社なのか。そのようなことに耐え得る会

社なのか伺いたい。

○観光振興課長 調べがつく限りで、今まで設置についてはクープにお願いしている。理由については、長年の経験があることと、安全、安心に実施するために、不測の事態に伴う対応ができることである。企業規模や売上げ等については、今手元にない。申し訳ない。

○にしむた 勲委員 この業務について、過去に入札したことはないのか。

○観光振興課長 入札の記録はない。

○にしむた 勲委員 4つ目の質疑は、改修工事費1億5,000万円である。これは老朽化対策との説明があったが、単純に老朽化だけなのか。これだけ全部まとめてやるのであれば、何か機能の向上等があるのか。そして、機能の向上等があるのであれば、それはハード面なのかシステムなのか、ソフトウェア的な機能の向上なのか、内容の概略を伺いたい。

○河川下水道管理課長 今までオンプレという方式であったが、クラウドに変更する形で工事を行う予定である。あわせて、第2庁舎にそのようなシステムがなかったのも、第2庁舎にも監視するシステムを増やす形で工事発注する。

○にしむた 勲委員 最後の質疑である。5ページの道路拡幅用地取得費はどのぐらいの広さで、市川市には狭隘道路はたくさんあると思うが、地権者がセットバックみたいな感じでここを譲ってもいいよとのことがあったから拡幅すると伺ったが、どのような現状で、なぜここを今拡幅しなければいけないのか。差し迫った問題があったのか、その理由等を伺いたい。

○道路建設課長 こちらの経緯は、令和4年3月に市川警察、教育委員会、道路交通部が連携して通学路の合同点検を行った。そのときに、信号待ちスペースが狭いと意見が出されていた。現況は12mの道路であり、そこを北側に向けて3.3m拡幅し、信号を待っているときの退避スペースにすることを考えている。

○にしむた 勲委員 確認であるが、通学路になっていて児童がたくさん通るのに、狭いと交通の危険性があるから広げて待機できるような場所をつくるのととか。それを警察署なり学校なりから要望が以前からあって、したがって今回拡幅するということでよいのか。

○道路建設課長 おっしゃるとおりである。

○川畑いつこ委員 2点、項目を述べた後に一問一答でお願いする。

第3表、債務負担行為補正の2つ目、市川市土地開発公社のところと、もう一つが、24ページと25ページの第8款観光費、第2目観光振興費、第18節負担金補助及び交付金の花火大会負担金の2点をお願いする。

5ページの第3表は、南八幡4丁目の道路拡幅、整備をする箇所かと思う。この交番はどこに移設されるか決まっているのか。

○道路建設課長 まだ交番の移転先は決まっていない。交渉中である。

○川畑いつこ委員 大体この辺りなど、めどなども決まってない状態なのか。

○道路建設課長 南八幡で探しているが、そこまでしか決まっていない。

○川畑いつこ委員 ここはとてもいいところに交番があり、大和田小の子どもたちが下校時に立ち寄ったり、地域の高齢者が立ち寄ったり、ちょうど駅から市の施設に分岐するところなので、やはりそこも吟味していただけたらと思う。今後何か進展があったら願います。

もう一つ、24ページ、25ページの花火大会負担金で、ギネス負担金について、当初は計上していなかったとのことであるが、ギネスに挑戦する経緯と、またギネスの負担金はどこにどれぐらいお金が流れたのか伺いたい。

○観光振興課長 ギネスに挑戦する経緯であるが、江戸川区の花火大会が50回大会で記念的な意味も踏まえて、今年度挑戦する話があった。同時開催している花火大会で、同じ花火を上げるので、4月頃に一緒に申請しないかと相談を受けたところから始まった話である。

2点目、申請の窓口が江戸川区になっており、江戸川区に支払う形になる。金額については、今のところ約200万円の拠出を見込んでいる。

○川畑いつこ委員 4月頃に相談があったとのことであるが、そのときにこの場で諮ったのか。

○観光振興課長 花火大会の主催自体が市川市民納涼花火大会実行委員会であり、実行委員会の中でお諮りしている。

○川畑いつこ委員 実行委員会で話し合っただけで決まり、それで市には、全部決まった後にそうなったと認識してよいのか。

○観光振興課長 実行委員会なので、そのような経費がかかることではあるが、あくまでこのたび補正をお願いしているのは負担金である。負担金で、市から実行委員会に拠出するとお諮りしているが、あくまでそのような要因があり、諸々経費が膨らんだのでこちらにお諮りしている。それがかかったことが1つの要因ではあるが、それも含めてトータルの経費が膨らんだので、負担金でこのたび補正をお願いしている。

○中村よしお委員長 委員長から申し上げる。今の答弁は委員会の答弁としてはかなり不明瞭で、多分こういう感じなのではないかとのことであるが、これは、要するに負担金なので、実行委員会だというのが、市川市の実行委員会があるとし

ても、それは市川市から出すか出さないかについては絡むかもしれないが、負担金の明細について、特に持っていないで、大体200万ぐらいのような答弁が、聞いていてすごく委員長としてはいかがなものかなと思うが、もう少し明確に説明していただけるか。

○観光振興課長 ギネスの負担金については、江戸川区から現在のところ、これぐらいかかるということは聞いているが、明確な金額としては、細かい数字はいただいていないため、先ほど約200万円とお答えした次第である。

○にしむた 勲委員 それが決まったら、また減額補正なり増額補正なりするのか。

○観光振興課長 その予定はない。

○やなぎ美智子委員 1問だけである。第9款土木費の賠償金に関わる問題で、概要説明資料の9ページである。

これについては、市が管理する緑地内の樹木が根元からの腐食で倒れ、バルコニーやサッシを損傷したとのことであるが、どのような木だったのか。あと、バルコニーやサッシを損傷するほどの樹木とは、大きさや硬さなどあると思うが、どのようなものであったのか。

専決処分で一定の和解での賠償というのはあるが、今回の額は283万円である。今まで補正を組まなければならないような、相手方に対する賠償を伴う市が管理する樹木による損傷事例はあったのか伺いたい。

○公園緑地課長 倒れた木はイヌシデという落葉広葉樹である。木の高さは約10m、幹回りが1.35mある。硬さは分かっていない。今回補正予算を計上しているが、今回の対応については全額保険からの対応で戻ることを事前にお話しした上で、過去の同じような事例は、令和4年に、市の緑地において、樹木の根元の腐食によって強風で倒木し、隣接するフェンス、駐輪場の屋根、照明を損傷してしまった事例があった。このとき倒れた木は松で針葉樹である。幹回りは90cm、木の高さは12mであった。

○やなぎ美智子委員 令和4年は強風であるが、今回はその種の自然災害等の影響はあったのか。このままの表現であると、何もないのに樹木の腐食だけで、少し違うのかなと思う。強風であればいいわけではないが一定の理解をするが、何もないのに根本が腐食して倒木というのは大変危険だと思った。令和4年との違い、あと、令和4年に市が支払った賠償について、私が聞いたのは補正を組まなければならないほどの額の事例はあったのかという意味で伺った。

○公園緑地課長 当時の賠償額は344万3,000円で、和解の議案となっている。

今回の倒木は、5月17日の夕方5時頃で、天候としては風雨で、強風注意報が発令されていた。ただ、原因としては根本の腐食と風の影響で倒木したと考える。

○やなぎ美智子委員 自治体が管理する樹木の倒木による様々なニュースがあるので、私もウォーキングしていても気になり、大洲防災公園のものは指摘してその後伐採してもらった。樹木のパトロールも行っていると思うが、その対象であったのか、分かったら伺いたい。

○公園緑地課長 樹木のパトロールは月に一、二回、目視によって行っている。

○堀内しんご委員 一問一答で2項目お願いする。水産業振興費、第10節需用費の施設修繕料、行徳港である。もう一つは、25ページ、第9款第2項第3目道路新設改良費工事負担の第14節改良工事費である。

1問目、23ページの需用費、施設修繕料の行徳港のことであるが、先ほど説明をいただいたが、もう少し詳しく640万円の内訳を伺いたい。

○臨海整備課長 灯浮標の材料自体の金額としては約290万円、その他の経費が約300万円で、消費税込で合計640万円である。

○堀内しんご委員 その他経費には何がかかってくるのか。

○臨海整備課長 今浮いている灯浮標を、1度台船で引き上げ、点検及びチェーンの交換をする予定であり、その船の使用料や燃料費、作業員の費用、一般の管理費や現場管理費、そういったものを経費と言っている。

○堀内しんご委員 妥当な金額かは今のところはかり知れないが、かなりの金額で、2つ直すということ間違いはないか。

○臨海整備課長 今回修繕する台数は1基である。

○堀内しんご委員 続いて、25ページの工事請負費の改良工事費についての質疑であるが、警察が2車線にするから駐車場を造るとのことであったが、もう少し経緯を詳しく聞きたいのと、どのような駐車場をつくるのかをもう少し詳しく伺いたい。

○臨海整備課長 当該道路の現状であるが、塩浜1丁目の市川漁港の前面の行き止まり道路の場所である。現状4車線のうち、両側に駐車車両が非常に多く止まっている状況で、実際通行できるのが片側1車線ずつで大変見通しが悪く、歩行者と車両の接触事故等が常に懸念される状況である。このことから、警察と協議を行い、警察もここは通行上かなり支障があることは理解しており、今回この改良工事をする事で、課題を解消していくことで協議を進めてきたものである。

内容として、駐車場①が17台分、②が13台分で、駐車場を計30台分整備するが、現状放置車両としてはもう少し台数があるので、今回30台分整備をしても全て路

上駐車がなくなるわけではない。

○堀内しんご委員 現状は私もよく知っているが、①は歩道があるが、②は歩道がなかったと思う。また、木がすごいが、これは市川市の木なのか、施設側の木なのか、どのように整備していくのかよく分からないが、そこは含まれず、ただここに駐車場を造るのか伺いたい。

○臨海整備課長 委員が言われた駐車場①、②とも歩道はある。市の管理地で、防風林の松が生えていて、駐車場①を整備する場合、既存のクロマツを43本伐採する。②は7本伐採を予定しており、伐採するクロマツは50本を予定している。

○堀内しんご委員 それはこの整備費に含まれているということでしょうか。

○臨海整備課長 伐採処分費まで全て工事費の中に入っている。

○堀内しんご委員 伐採後の歩道の形は今のままとのことで理解してよいか。

○臨海整備課長 歩道部分は一律きれいに幅を整えられないが、約4m弱の歩道が整備される予定になっている。

○堀内しんご委員 その歩道の位置は、5ページの地図で言うと、示された部分全部という理解でよいか。

○臨海整備課長 歩道の整備は、少しグレーになっているところが先端から終端まで1.5kmほどあるが、歩道は全て整備する予定になっている。

○堀内しんご委員 全てを整備して、駐車スペースをつくる予算額ということでは間違いはないか。

○臨海整備課長 今回は、①と②の駐車場の整備費用だけで4,300万円を計上しているものである。

○堀内しんご委員 歩道整備の時期はどうなるのか。

○中村よしお委員長 予算そのものの話の範囲であるので、時期についてはもし答えられれば答えていただく程度で結構である。

○臨海整備課長 今後の予定であるが、今年度補正予算で駐車場を整備した後は、2か年で本線道路、自転車レーン、歩道を整備していく予定である。

○堀内しんご委員 そうすると、今の松の部分と駐車場を整備する部分の予算ということで間違いはないか。

○臨海整備課長 委員の言われるとおりの内容になっている。

○稲葉健二委員 4点、一問一答で行う。

まず、23ページのデジタル地域通貨のお米の部分である。2点目が25ページの工事請負費、今堀内委員が話していた部分である。続いて第18節負担金補助及び交付金の負担金、自転車等駐輪場関係負担金のところである。最後の1点は5ペ

ージの債務負担行為、南八幡の債務負担行為のところである。以上4点、一問一答で行う。

まず、お米のICHICOチャージのことであるが、私の聞き損ねか概念の分かっていない部分か分からないが、ICHICOでチャージしてお米の30%バックとは、一般市民がお米を安く買う、物価高騰に対しての応援という概念でよいか。

○デジタル地域通貨推進課長 こちらに関しては、市民を含めた一般の利用者が、市川市内の加盟店でお米を安く買っていただくことを趣旨としたキャンペーンである。

○稲葉健二委員 一般市民が家庭で消費するお米を買えばそのまま管理できる。しかし、例えば業務をしている者が仕入れのためにこのお米を購入することも可能だと聞いている。そうすると、そのお米を安く仕入れた分を、その店の者が安く市民に提供するのであれば物価対策に貢献できるのかと思うが、そのままそのお店の利幅が増えるだけに使われるのでは、少し種類が違うと考えるが、いかがか。

○デジタル地域通貨推進課長 御指摘いただいたとおり、事業を営んでいる者がこのキャンペーンでお米を安く仕入れて、例えばそれを仕入れ値よりも高く販売するのは、本来の事業の趣旨に反しているものと考えている。その一方で、今回のお米のキャンペーンに関しては、利用者1人当たりに還元されるポイントが5,000ポイントで、30%で割り返すと、お米を約1万6,000円から7,000円購入すると30%で5,000円還元される計算になるので、大量に事業者がお米を購入して転売することに関しては、還元5,000円の上限があるために、ある程度防げるものと考えている。

○稲葉健二委員 転売は想定していない。例えば、飲食店がお米を仕入れたり、寿司屋がお米を仕入れたりするときに5,000円分浮く。上限はあるが、その5,000円分でお客さんにその分を値引いて売ってあげるのであれば本来価値があろうが、その店の利益が5,000円分残るのであれば、少し趣旨が違うのではないかということを訴えた。

それと、一番言われているのは、ICHICOをどうしても使えない者、いまだにガラケーの者もいるし、そういうことが全くできない者は、そのお米を安く購入することができない。これに対する策は、何かないか。

○デジタル地域通貨推進課長 お米をアプリなどで購入できない者への対策であるが、キャンペーンが始まった週において、行徳支所あるいは大柏出張所で利用

者を対象にしたサポートコーナーを設置し、スマホは持っているがアプリのインストールや使い方が分からない者に対しては、サポートコーナーで丁寧な対応をしたいと思う。また、ガラケーしか持っていないとか、それもお持ちでない者に関しては、I C H I C Oカードで利用していただくことになるが、現状のところ、スーパーなどではI C H I C Oカードで支払いをすることが難しいため、今後、個人の米屋においてカードで対応することができないか相談しようと考えている。

○稲葉健二委員 ぜひそのようなところも含めて、例えば、先ほどのスマホの勉強会をやったら、キャンペーンが始まる前に応援してあげて、キャンペーンが始まったら参加できるようにするシステムと、今みたいにどちらも使えない者も、物価高騰の応援策であるわけだから、国からの交付金を使うにしても、やはり多くの市民が使えるように設定するのが、このI C H I C Oだけを表に出してやることだけではなくて、やはり多くの者に使える形を取っていただきたい。

続いて、25ページの塩浜のところである。堀内委員がたくさん質疑したので簡単に伺うが、これを2車線にして、今は違法駐車がずっとある。これが解決するという前提であれば、それはもうぜひ応援してあげたい部分であっても、もうあそこが常駐化して置かれていて、駐車場を造ったらそこにみんな入ってくれて、それを税金でどんどん応援していく、このような考え方でいいのか、もう一度伺いたい。

○臨海整備課長 現在、路上駐車をしている車両というのは、ヒアリングをしたところ、周辺の倉庫や工場のパート従業員の車のようである。工場の社員は敷地内にきちんと止めているとのことである。今回駐車場を、全て路上対策が解決するために造るわけではなく、まずは駐車場を整備して、将来的には2車線化になり事実上車は止められなくなるので、実際に漁港に来る利用者や展望デッキの観光客用の駐車場として使っていくつもりで、事前に整備をする予定のため、駐車場を今回路上対策の受皿のつもりで造るわけではない。

○稲葉健二委員 それが原点であって、パート従業員たちがそこに停めて会社に行けるように応援するのは、本来その会社が用意したり、別途民間の駐車場に停めてもらったり、ここの目的は、市川市が税金を投入しても将来のためにこうしていきたいが、原点であるから、これを整備したら駐車場もきれいに、どこに行くんだとしか思えない。現況の路上駐車がその駐車場に入り切れない想定の下にあったら、逆に言うと終結は見えない。逆にどこか大きいところを民間で用意して、そこに行くように誘導するなど、別の手だても取らないと、路上駐車を解決

する駐車場みたいに見えたら何の意味もないことだと考えた。そのような概念で進めていただきたい。

続いて負担金の9万7,000円、間違っていたら申し訳ない。これはキャピタルタワーの共益費または管理費が増になったから支払われるとの理解でよいか。

○交通計画課長 今回の増額分は、共通の管理費ではなく修繕の積立金が上昇したものである。

○稲葉健二委員 修繕積立金が上がっている話は聞いているが、今後どんどん上がる可能性があることと、積み上がる金額も違ってくることと、この区域で言うと、市川市は再開発の中に駐輪場を持っているところが何か所もある。当然、その部分も同じようなケースが今後出てくる。そのようなことに対して、あらかじめある程度予測をしていくのか、その都度上がったから補正で予算を計上するのか。

○交通計画課長 再開発で整備した駐輪場は、第2地下駐輪場を含めて3か所ある。今後、その修繕負担金については、管理しているビルの組合の考えがあるので、その考えに合わせて市も負担金の予算措置を考えていくことになると考えている。

○稲葉健二委員 もちろんそれが出てきたときに対応するのであるが、今後、修繕積立金が増えるというのは、もう世の中の方向性としてかなりある。特に、マンション経営はそのような形で進んでいるわけである。そうすると、あらかじめ市が管理している中で、将来的にこう行くんだという計画と、その中に予算もこのようにいくという推測を立てないと、言われたから補正で、額が小さいとか大きい話ではなくて、考え方として、総合的な管理をする必要があると思う。そうしないと、再開発の中にある駐輪場という面積があるところと、必要な部分において、将来的にこのような計画でどのぐらい使われていくことを考えていかないと、予算を立てる上で、このように補正を上げるにしても、あらかじめこのようにしておくという必要性を言っているのである。そこはぜひ今後考えながら進むように願いたい。

最後の債務負担行為であるが、もう一度聞きたいのは、ここを広げて歩行者の信号待ちのたまり場所を増やして、安全のためにやっぴこうということによいか。

○道路建設課長 そのとおりである。こちらは信号があって、今、信号待ちスペースが狭いとの意見が出されていたので、今回の事業に至っている。

○稲葉健二委員 そのとおりであるが、ここは三差路、四差路、五差路のような

複雑な位置である。歩行者が0220号側から来る者と、6082号の方向とか、信号で言うと斜めにどちらかを待つなど、総合的にここだけ退避場所を膨らませれば終わるわけではなくて、こちらからの歩行者はどうしたらよいか考えて、例えば将来的に買収するとか、その部分は拡幅するとかを計画して一緒に進めていかないといけない。ここだけ広がっても、その部分は確かにたまりやすく通りやすくなるが、こちらの0220号側から来る道も狭いし、歩道部が分かれているわけではなくて、一方通行ではあるがそこに車も入ってくる。その考え方はどうなのか。

○道路建設課長 本来は都市計画道路として整備するのが一番よいと思っている。ただ、都市計画道路として整備するには対象地権者もかなり多く、整備までも時間がかかることである。今回、この部分については、もともと市川警察、教育委員会、道路交通部が連携して合同点検を行った結果であるが、その後に市川警察からも交番の移転を考えているとの話もあり、この部分を最初に広げていこうと考え始めたものである。

○稲葉健二委員 それは理解する。しかし、南八幡の3丁目などの方向から大和田小学校にかなり大勢の子どもたちが行く道路でもある。その安全対策としては、今のこの部分だけがたまり場所ではなくて、やはり合流する前の道があり、今話されたように都市計画道路になってもっと広がっていけばもちろん理想的であるが、将来的にこれをステップに次の施策、次の形につなげるような計画を考えていかないと、ここで拡幅したから一息ついてしまうみたいなことではなくて、総合的な対策を取るべきだと思うので、これに関しては今後もぜひ進めていただきたい。

○石崎ひでゆき副委員長 24ページ、25ページ、観光費の花火の負担金について1点伺いたい。

今の質疑を聞いている中で、4月の段階でギネスの話が出てきた。これは当然6月定例会で補正予算の話をするべきであったと思う。この花火が終わった、負担金が増えたので予算が欲しいという断りづらい状態の議案が出てきているわけである。燃料費が上がったというが、人件費は分かるがそんなに燃料費が上がっているようなスケジュール感ではないと思う。このような補正予算の出し方はどうなのか。本来6月に出すべきであったのではないか。ギネスにお金がかからない感覚であったのか。一番言いたいのは、後から負担金、2,000万円だ、3,000万円だと毎年計上されていく可能性がある。実行委員会には市川市も入っている中で、今回分かっていたのに委員会にも報告がない、6月の段階で補正予算も組ま

ない、終わってから補正予算でこれだけ欲しい、否決できないような状態で持ってくるのはいかがなものかと思うが、なぜこの時期になってしまったのか。もう少し詳しく伺いたい。

○観光振興課長 委員が今言われたことももちろんかと思うが、6月の時点では、実行委員会として、まず歳出の金額が固まっていない、それは委員の御指摘もあった。歳入もチケットの売上げや企業協賛などもあり、見込みが立たないといった理由があり、6月の時点では幾ら足りない、足りるといところが確定していなかったので、6月では補正を計上しなかった。

○石崎ひでゆき副委員長 また今、収入見込みの説明が増えた。こういうのを後から出されるのが一番困る。最初に全部言ってもらわないといけない。最初の段階ではギネス、人件費、燃料代高騰で、今度歳入の話が出てきている。それは十分理解しているが、事前にそのようなことも想定されることを委員会に、例えば最初にこの花火の予算を組んだときに想定されることを言うておくべきだったのではないかと思うので、今後はやはり金額が大きいので、ギネスはもっと言えば関係ない話だと思う。後から来ているわけであるから、その時点でギネスにお金がかかることは言うべきであったのではないかと思う。これ以上答弁は要らないが、今後は説明願いたい。

○中村よしお委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○中村よしお委員長 議案第25号令和7年度市川市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とする。

提案理由の説明を求める。

〔下水道建設課長 説明〕

○中村よしお委員長 これより質疑に入るが、質疑、答弁に当たっては、ページ数、項目を明示されるようお願いする。

質疑はないか。

○つかこしたかのり委員 53ページの委託料の菅野終末処理場改修実施設計委託料だけである。

1億2,500万円の減額補正について伺いたい。設計方針に影響を与えることで、この金額、発注を見送るとのことであるが、見送ることによって、例えば来年度、再来年度になったらもっとこの金額が増えるリスクも当然ある中で、見送るほどの影響とはどのようなものなのか、もう少し詳しく伺いたい。

○下水道建設課副参事 今年度予定していた実施設計は、今言われたとおり脱水棟の設計をするものである。現在、それに先立って基本設計、実施設計に入る前にある程度の方向性を示すものであるが、そのような準備をしているところである。

今回、基本設計を行っている最中に、新しい建物を建てる際に、敷地内にある建物の建築基準法の適合性を確認する必要があり、その一部資料に不足等があり、今回改めて準備するために見送ったものである。今後の実施設計に影響がないように別の準備をして、今回の基本設計の中でそのような体制を取ることが必要と認められたので、実施設計を取りやめるもので、来年度の予算要望に対して、今大きな影響があることは見込んでいない。ただ、来年度1か年もしくは2か年程度で終わる見込みであったが、設計の期間に関しては少し延びるような見込みである。

○にしむた 勲委員 2点である。48ページ、49ページの私設下水道管渠敷設費補助金についてと、39ページの継続費についてである。一問一答で行う。

初めに、私設下水道管渠敷設費補助金であるが、私は勉強不足であまり詳しくないが、私設下水道管渠敷設ということは、自己負担で管渠をつくるということかと思う。もう少し詳しく伺いたい。それはどのような場合に、どのような補助率で補助をするのか。

それから、増える見込みであるので5,000万円の補正予算を計上することであるが、申請が増えてきたのには何か要因があったのか。

その2点について伺いたい。

○河川下水道管理課長 制度の内容であるが、市が管理している道路に下水道管を入れた後に、私道に管を入れないと接続ができない状態になるので、市で全額

補正により、私道部分に入れる制度になっている。

増える要因として、地形の問題や工法によっても金額が全然異なり、道路によって住まわれている人数や世帯数が異なるため、時間等がかかることもあるので、形が整ったのでお願いするとのことで要望が増えるものと認識している。

○にしむた 勲委員 大体分かったが、私道に下水道管渠を敷設するときの費用とのことだと思う。それは分かるが、補助金ではなくて市の費用と、私道に管渠を引く費用であるのか。その場合、私道であるため、所有者から引いてほしいとお願いがあつて引くのか、途中まで来ているため、そこに引かないと下水道が通らない人たちがいるため通すものと市の計画に基づいてやるのか伺いたい。

○河川下水道管理課長 私道はあくまで住民が主体で、工事をやる業者と契約を結び、市はお金を補助するという形で、個人が所有して管理する形になっている。

○にしむた 勲委員 そうすると、その費用の全額を市が負担するとルールとして決まっているということか。

また、費用も市が全額負担するため一切かからない制度であるが、それでもやらないと言われたらできないのか。そのような例があるのか伺いたい。

○河川下水道管理課長 引いた後に、つなぐかつながないかはあると思うが、引かない者はまずいないと考えている。

○にしむた 勲委員 継続費であるが、この表を見ると2つとも今年度は補正がある。過去の年度については補正前、補正後が同じ金額になっており、補正はなかったとのことだと思う。今年度に限って補正があるのはどのような理由であるのか伺いたい。

○下水道建設課副参事 手元に細かい資料がないが、高谷2号幹線と市川南第4排水区の2件どちらについても、過去に補正予算で増額をお願いしている案件である。今回御提示しているのは、今回の要因に基づく金額の増額と期間の延伸である。

○にしむた 勲委員 それであるならば、この表が分かりにくいと思う。この表はミスリーディングさせると思う。補正前の金額が書いてあり、補正後の金額は同じ金額が書いてあるではないか。これを書くなら、過去の年度についても補正前が幾らで補正後が幾らと普通は書くのではないか。過去にも補正しているのであれば、補正前の金額を間違えているのではないか。

○下水道建設課副参事 発言の前に1つ訂正させていただきたい。今、2件とも補正を過去に行っている旨の話をしたが、市川南第4排水区については、まだ増額の補正は行っていないとのことである。

今の質疑に対する回答である。今回の資料のつくり方としては、今回の補正要因に対するものであったため、特に隠すものではなく、現在の予算、契約に対してどのような補正が必要であるとの趣旨で資料を作成しているため、今回の形式になっているところである。

○にしむた 勲委員 常識的に考えたらそれはおかしい。こちらの資料で見ると、全部補正額ゼロと書いてある。補正をしたのであれば、明らかに間違いではないか。

○下水道建設課長 それぞれのタイミングで補正を行っていくが、そのたびに、この予算書の形が変わってきて、変わってきたものを前提にまた補正で継続費の表を更新していくというやり方であるため、今回このような形にしている。補正内容の説明資料は、少し分かりづらくて申し訳なかった。こちらについて、今回の補正のどこについてなのかを説明するために、過去の部分は既に承認されているので、この表には表現していない。

○にしむた 勲委員 補正理由はそれでいいが、補正内容については補正額ゼロと書いてある。これは明らかに誤表示ではないか。それをどう考えているか。言っている意味は分かる、過去承認されたから補正額ゼロにはならない、補正で承認されているのである。それは言っていることがおかしいと思うので、それをどう考えるのか見解を伺いたい。

○下水道建設課長 確かに表記は分かりづらいが、あくまで現行承認されている継続費の年割に対して、今回の増額であるとか、年割りの変更したところについての表現であることで御理解いただきたい。

○やなぎ美智子委員 一問一答で3点伺う。

1点目は、概要説明資料の1ページ目、今のにしむた委員の補正内容よりむしろ補正理由のことについて伺いたい。次が、2ページの相之川第1ポンプ場のことについて。あと、3ページの菅野終末処理場について、先ほどつかこし委員が聞いたものとは別のことで伺いたい。

建設改良費の高谷2号幹線の建設事業について、補正内容の額はともかく補正理由であるが、八潮の事故を受けて、下水道に関わる場所について、ニュースなど、私たちも様々調べることが多いが、とにかく専門用語が多い。その中で補正額が1億円を超えるわけであるが、補正理由の中にオープンシールド工法の発生土は湧水が著しくて含水比の増大に伴い処分量が増加したと説明もあったが、次のオープンシールド工法は、今も少し説明あったが、雨天時の翌日においても水替え工が必要となり稼働できないから工事が延長するとのことである。そもそ

もこのオープンシールド工法というのは一体何なのか、あと、含水比とか含水量とか、水を含んで体積が多くなるということであると思うが、例えば線状降水帯が発生するなど、先般は大丈夫であったがすごい雨量でもあるし、そういうことからして、そもそもこれだけの額を投入しなければいけないような環境の変化だとか、あとはそのままオープンシールド工法を用いている、その辺の関係性がよく分からないので、そこを伺いたい。

○下水道建設課副参事 工法について言葉だけなのでなかなか難しいが、なるべく詳しく説明させていただきたい。例えば今回の場合は地下水位が高いところなど、住宅が密集していて、住居のすぐ脇で掘削を伴うような工事、そのような場所で大きなボックスカルバート——水路を入れるためにはどうしたらいいかという現場の条件で工法を選定した。本来であれば長い矢板の土留めを地中に打ち込んで、しっかりと水が入らない空間をつくって施工するというのも1つであるが、そうすると周辺地域への影響も大きいため、そのような影響をなるべく少なくするための工法であるオープンシールド工法を選択した。これができるべく少ない規模の掘削範囲で、ある程度水位には対応できて、少し難しいが、管渠でシールド工法というものがあるが、掘って物を設置していく、ジャッキで部材を押して、なるべく大きな重機を地上で使わないとか、そのような現場での作業をなるべくコンパクトにする工法をイメージして選定したものである。

続いて地下水位についてである。ある程度想定していたところではあるが、通常であれば、簡易なポンプを用いて近くの排水施設に水替え、別にあけることで何とか水がなるべく少なくなるような作業環境を整えることができるが、この地域に関しては、そういった小さなポンプでは対応が難しかったところがある。また、大きなポンプを持ってきてとなると、水がなくなることに伴う周辺への影響も懸念されたので、なるべく水の影響が少ない中で施工するため、極端に言うと水の中から土を持ち上げるような時間帯もあったと聞いている。そうすると、含水比で水の比率が非常に高くなってしまったところである。通常であれば、取った残土は宅地造成やほかの場所で利用するのが一般的であるが、この現場ではそういった対応ができないので、また別の処分をすることになり、今回の対応になった。

○やなぎ美智子委員 詳しく教えていただき感謝する。以前、この建設経済委員会で補正にかかったのがボックスカルバートのことで、一定の強度もありいいが、コストとしては大きいというような話があったが、そういうことができなかったのか。でも、やはりオープンシールド工法に頼らざるを得ないような住居の問題

やエリアの問題があるのがよく分かった。大変であるが、その地域に一番ふさわしい、安全で安心で、できれば工期も短く予算的にもそれなりは難しいのであろうが、考えていただきたい。

2点目である。資料集の2ページ、ポンプ場整備費の相之川第1ポンプ場について、当初設計での既設水槽の再利用を見込んでいたが、この既設水槽の大きさでは適切ではないとのことでの設計委託料であるが、どの程度の不足を見込んでいるのか。また、検討のプロセスを伺いたい。

○下水道建設課副参事 相之川第1ポンプ場に関しては、設計を行っている最中である。相之川ポンプ場自体が古くから使われているものであって、何とかポンプの能力を大きくするために、スペースを最大限活用して、今の機器が何とか設置されているような状況である。今回の設計の中で、当初は地上にある建物、機械、機器などを全部取り替えるような準備をしていたところである。その中で、今ある土木構造物、水槽等々を最大限活用して何とか機械を設置していたところではあるが、新しくポンプを設置するに当たっては、現状の形で据えてしまうと、今後の維持管理など、機械の能力に影響があると、受注しているコンサルタントから提案等々があった。詳細は議決以降しっかりと指示して動くところではあるが、提案の素案等々を見ると、今24m³という水槽の規模になっているが、それが40m³程度、6割から7割ぐらいの増加を見込む提案が出されている。

○やなぎ美智子委員 これで40m³ができれば一安心である。既存のものを使って何とかやれないかとちまちまやるよりは、一定程度見込むのは、コンサルの提案とのことだが、うまくいくと同じような課題を抱えているところもある意味でも大事な事例になるかと思う。

最後に、説明資料集の3ページ、菅野終末処理場についてである。先ほどつかこし委員からあったが、私からは、この菅野終末処理場の補正については、建築基準法適合状況の調査の業務委託ということでもって、建築基準法に適合しているかどうか調査するというのは何なのだろうと少し思った。この菅野終末処理場のすぐ横は、皆さんもよく御存じの親子で遊べる交通公園があったり、昭和学院の文教施設があったり、私もよくあそこまで歩くが、真間川の散策路があるなど、本当に市民がとても大事にしているエリアの中にある終末処理場で、それで建築基準法に適合しているかを、なぜ今調査しなければいけないのか、安全性が心配になった。大丈夫なのか伺いたい。

○下水道建設課副参事 先ほどの説明とも重複するが、今回の法適合調査に関しては、敷地内に新しい建物を建てるために、敷地内にあるほかの建物が建築基準

法に適合しているかを証明、説明する必要がある、今回の実施設計の前の基本設計の中で、今ある建物に資料の不足が見つかったところである。新しく事業を進めるために、今ある建物が法適合していることの資料を補うための業務がメインになると思われる。何か問題があるから調査するのではなく、あくまでもその資料の補完が主な目的となっている。ただ、老朽化は進んでおり、そのあたりは調査を継続しているので、注意しながら実施していく。現状で直ちに皆様に不安を感じさせるような状況ではないという認識である。

○やなぎ美智子委員 今すぐ心配するようなことはないと言われたが、説明の中で敷地内に新しい建物を建てるとあった。補正に関わらないので委員長から駄目と言われるかもしれないが、この案内図に調査をする5つの建築物があるが、どこにどんな建物を建てる予定があるのか。

○中村よしお委員長 この審議そのものには直接関わらないと思うので、後ほど話を聞いていただければよろしいかと思う。御理解願いたい。

○石崎ひでゆき副委員長 1点である。

概要説明資料の1ページ、2ページに出てくる文言である。今回、高谷2号、市川南第4の2つの補正理由の中に、インフレスライドによる請負金額変更の請求を受け、労務単価、資材価格等となっている。この契約内容と計算式、あとはいつの時期を基準にしているのかを伺いたい。これは積算根拠になると思う。要は、工事を請け負っている会社が違えば違うインフレスライドの契約をしている可能性はあるのか。要は、高谷と市川では違う契約なのか。契約が同じだとしたら、その始期、どういう形で物価スライドになっているか。それが分からないと積算根拠が出てこない。基準日はいつなのか。あとは、物価高騰の中、インフレスライドの中には労務単価、資材価格等となっているが、等というのは何なのか。等を使うということはほかにもある可能性があるので、この辺を伺いたい。これがないと積算根拠にならない。最近、計算間違いも多いので。

○下水道建設課副参事 まず、基準日については、2つの工事とも令和5年4月からの上昇を考慮してあるものである。令和5年の4月1日と令和7年4月を比べてである。

○石崎ひでゆき副委員長 2年に1回ということか。

○下水道建設課副参事 残りの工期や状況を踏まえたところになる。

まず、インフレスライドの説明であるが、高谷2号に関しては、今2,700万円程度の増加を見込んでいる。この中には、お話ししたとおり、労務、材料の増加がインフレスライドの増額の要因となっている。

「等」であるが、今回の増額補正の要因として、インフレスライドのほかに、いろいろ質疑いただいた含水比の多い土の処分量の増加であるとか、工期が伸びたことによる交通誘導員の増加、こういったものを含めたところで今回の増加額となっている。

○石崎ひでゆき副委員長 全然答弁になっていない。まず、インフレスライドの説明をしてほしかった。要は、インフレスライドは、受注者よりインフレスライドの請求があった、その要因としては、インフレスライドだから、工期が伸びたのは関係ないではないか。労務単価、資材価格等の高騰、「等」とは何の高騰があったのか。その基準の金額は何なのか。要は、全体の金額に対してこういうものが何%上がったから、今回幾ら上がるよという契約を市川市がしていると思う。その契約はどのような契約になっているのか、基準日はいつかといったら、5年から2年に1回見直しなのか、1年ごとに見直しなのか。ただ、契約しているが向こうが適当に数字をはじいてきて、市川市がそれを丸のみしているのか。それとも、ある程度の金額の式があって、請負金額は幾らである、物価が何%上がったら幾ら上がるというような計算式があるのかと聞いたので、工期が伸びているのは別の話であるから、それは全然問うていない。あくまでもインフレスライドの中身、どのような契約になっていて、どのような根拠で数字がはじき出されているのかを伺いたい。

○下水道建設課副参事 まず、補正理由の中にある、今委員から御指摘のあった「等」であるが、これは労務単価と資材価格以外にはないので、この「等」は削除させていただきたい。申し訳ない。

また、その中で今回のインフレスライドの額を設定するに当たっては、今基準日に関しては話したが、そのときの単価が今どのぐらいかというのを積算に反映させたものである。その単価が例えば県の積算基準等々にあれば、それをそのまま利用する。その他、今回の工事に限定されるような、一般的な価格調査票に載らないようなものに関しては、単価調査を第三者に委託して価格調査をしている。そのような市場調査を業者に見積もり等々を取り、適正な価格を調べて、その上昇率を積算に反映させて、今回の額を算定したところである。

○石崎ひでゆき副委員長 後で資料を頂きたい。今の話だと、漠然として全く分からない。例えば、この係数があって、だからこうなったと式を後でくれればいい。今のだと基準があったりとか、調べたりとか、全く見えてこないではないか。例えば、労務単価というのは市川市が調べた労務単価なのか、向こうが言ってきたものなのか、県の基準なのか、これも分からなかった。どれなのか、こ

ここで長くてもしょうがないので、後で計算式などが頂ければいい。

○下水道建設課副参事 申し訳ない、後で御説明させていただく。

○中村よしお委員長 ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 質疑を終結する。

討論の発言はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○中村よしお委員長 議案第28号損害賠償請求事件の和解についてを議題とする。

提案理由の説明を求めるが、本会議以上の説明があれば説明願いたい。

○公園緑地課長 議案第28号損害賠償請求事件の和解について、本会議以上の説明はない。よろしく御審査くださるようお願い申し上げます。

○中村よしお委員長 質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 質疑を終結する。

討論の発言ないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 討論を終結する。

採決する。

本案を可決すべきものと決することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 御異議なしと認める。よって本案は可決すべきものと決した。

次に移る。

○中村よしお委員長 所管事務の調査については、閉会中も引き続き調査することに御異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村よしお委員長 御異議なしと認める。よって所管事務の調査については閉会中も引き続き調査することに決した。

また、委員長報告の作成については正副委員長に一任されたいと思うので、御了承願いたい。

○中村よしお委員長 以上で建設経済委員会を散会する。

午後 0 時 1 分散会